

平成29年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

1. 日 時 平成29年7月31日（月） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
風間管財契約課長、相馬主査、大重主事
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 議題
 - （1）平成28年度下半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成28年度下半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成28年度下半期分の随意契約の審査
 - （4）その他

開会

《委員長》

それでは、これより議事に入りたいと思います。
議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。1点目は質疑等がある場合は、議題の項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言の際には簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1平成28年度下半期分の一般競争入札契約の審査について、事務局からの説明を求めます。

議題1 平成28年度下半期一般競争入札契約の審査について

《事務局》

それでは、平成28年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に対する回答も併せてご説明させていただきます。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから42ページと、別添資料の1から4となります。

資料を事前に配布させていただきますので、概要の説明とさせていただきます。

まず、一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

議案説明書の1ページをご覧ください。一般競争入札No.3「第128期配水管布設工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「管工事」で、執行理由は、配水圧低下に伴う仮設配水管（増圧管）を整備するものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「管工事」に登録がある者。格付け要件はA・B・Cランク。地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。受注実績は、「過去10ヵ年度（平成18年度から平成27年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注した本工事と同種工事（φ100mm以上の配水管を100m以上施工した工事）を元請けとして施工した実績がある者」としています。技術者の専任配置は、「土木施工管理技士又は管工事施工管理技士の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、当該技術者については本入札公告日時時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者」としています。その他の要件として、「法人市民税に滞納がない者」「社会保険等に加入していること」についても参加要件としています。

入札参加資格者は11者を見込み、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者で、入札参加者数も2者でした。

2ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格（税抜き）2,133万円に対し、入札金額（税抜き）1,955万円です。落札率が91.7%、契約の相手方は（株）近江屋商

会となったものです。

この案件には1つのご質問を委員よりいただいております。質問の内容としまして、「入札した2社のうちいずれも落札しなかった1社の方が入札額が低いと思いますが、落札した業者の方が選択された理由は」ということで、その理由は、「一般競争の工事については、最低制限価格が設定されており、本件の最低制限価格は税抜きで1,706万4,000円となります。

落札しなかった大月工業(株)の入札額の税抜きが1,600万円で最低制限価格を下回ることから落札者にはならず、予定価格と最低制限価格の範囲内であった、(株)近江屋商会在が落札者となったものです。

続きまして3ページをご覧ください。No.4「第129期配水管布設工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「管工事」で、執行理由は、白井市水道事業施設整備計画による配水管整備をするものです。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「管工事」に登録がある者。そして、格付け要件は①としまして県内業者はAランク、②としまして、市内・準市内業者はA・Bランク・地域要件は、①につきましては、千葉県内に本店(社)、支店(社)または営業所(出張所)を有する者。②につきましては、白井市内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。受注実績は、「過去10カ年度(平成18年度から平成27年度まで)に、国又は地方公共団体等が発注した本工事と同種工事(φ100mm以上の配水管を100m以上施工した工事)を元請けとして施工した実績がある者」としてあります。技術者の専任配置は、「土木施工管理技士又は管工事施工管理技士の資格を有する技術者を専任で配置できる者。そして、当該技術者については本入札公告日時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者」としてあります。その他要件につきましては、「社会保険等に加入していること」についても参加要件としてあります。

入札参加資格者は125者を見込みまして、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者で、入札参加者数も2者でした。

続きまして、4ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格(税抜き)6,919万円に対し、入札金額(税抜き)6,780万円で落札率が98.0%、契約の相手方は(株)近江屋商会在です。

この案件についても委員より先ほど同様のご質問を受け付けています。

その理由につきましては、「一般競争の工事については、最低制限価格が設定されており、本件の最低制限価格は税抜きで5,535万2,000円となります。落札しなかった大月工業(株)の入札額の税抜きが5,478万8,000円で最低制限価格を下回ることから落札者にはならず、予定価格と最低制限価格の範囲内であった、(株)近江屋商会在が落札者となったものです。

続きまして、5ページのNo.41「什器等購入(H28-29)」についてご説明いたします。

本業務の業種は「家具・什器」で、執行理由につきましては、「平成29年度に完成する白井市役所庁舎（新築棟）及び仮移転先となる保健福祉センター、文化センターへ設置する什器等を購入するものです。

また、庁舎整備事業と併せて実施するファイリングシステム導入に伴う什器を購入するものとなっております。」

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「家具・什器」中分類で「スチール製家具・什器」及び「木製家具・什器」に登録がある者。地域要件は、「千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者」という要件となっております。実績要件は、「過去5カ年度（平成23～27年度）及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等へ、家具・什器を納入した実績のある者」としてしています。

入札参加資格確認申請書を提出したものが7者で、入札参加は4者となり、3者の辞退となっております。

6ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格（税抜）が8,748万4,631円に対しまして、入札価格（税抜）が6,599万で、落札率が75.4%、契約の相手方は大成建設株式会社千葉支店となっております。

7ページをご覧ください。この案件には4つのご質問を委員よりいただいております。

①の資格要件はどのようになっているかといことで、これにつきましては、先ほど説明したとおりとなりますので、省略させていただきます。

②の大成建設(株)は、資格要件を満たしているのか。というご質問につきましては、資格要件はすべて満たしております。

③の購入する什器は、どのような内容か。という質問につきましては、主な購入物品は、事務用机・椅子、カウンター、キャビネット、ロビーチェアー、会議用テーブル・椅子等となります。

④として、予定価格が約9,448万円と、同様な他の案件と比較し多額であるが、分割はできないのか。というご質問につきましては、分割は可能ですが、建物の引渡しから移転スケジュールが短期間であったことや多くの物品を一度に購入するため、搬入経費や養生費用の削減によるコストの削減が可能と考え、このような発注をしたものです。

続きまして、8ページの No.55「白井市学校給食共同調理場建替事業」についてご説明いたします。

本事業につきましてはPFI事業ということで、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用しまして、施設の設計・建設から、維持管理・運営を総合的に行う公共事業の手法となりまして、民間企業のノウハウを活用することにより、低廉でかつ良好なサービスの提供を目的としています。

執行理由につきましては、現在の学校給食共同調理場の老朽化により、新たな学校給食共同調理場の整備と整備後の維持管理・運営等が必要となったことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」）に基づき行うものとしてしています。

入札参加資格要件等につきましては、8ページから10ページにかけて記載しておりますが、多くございますので主な要件を申し上げます。

まず、8ページの(1)「入札参加者の構成」ですが、参加者は、施設の建設から運営までを行う企業グループで構成される者としています。具体的には、設計企業、建設企業、調理設備企業、運営企業、維持管理企業を含む企業グループとすることとしています。

そして、9ページをご覧ください。9ページのオに記載していますが、「落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに市内にSPCを設立する」とありますが、PFI事業では、多様な業務を一括で契約することから、落札したグループ企業の一部が出資し、SPCという(スペシャル・パーパス・カンパニー：特定目的会社)の略になりますが、と呼ばれる会社を設立することも要件となっています、市はSPCと契約を締結することとなるものです。

次に、9ページの中段をご覧ください。の(2)「入札参加資格要件」の主なものですが、アとして、白井市入札参加適格者名簿に登載されていることが基本的な条件であり、イの地域要件は、「千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本店(社)、営業所、事業所を有する者」という要件となっています。申し訳ございません。神奈川と申しましたが、神奈川はございません。

そして、実績要件につきましては、構成する企業毎の要件がそれぞれ設定されており、ウとしまして、「設計企業」は給食施設の設計を完了した実績などを要件とし、10ページの1行目をご覧ください。エでは、「建設企業」の要件としまして、格付けや延べ床面積が2,500㎡以上の公共施設の建築工事を施工した実績などを要件としています。オでは「調理設備企業」の要件としましては、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理設備を納入した実績があることを要件としています。そして、カになります、「運営企業」についての要件で、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において調理業務を行った実績を有していることを要件としています。最後に、キになります、「維持管理企業」の要件となり、事業を実施するための許認可を有していること、業務実施するため必要な有資格者等を配置することが可能なことを要件としています。

8ページにもどりますが、参加申請につきましては、2者おりましたが入札は1者で、1者は辞退となっております。

次に、金額につきましては、予定価格(税抜)が63億7,679万6,000円で、予定価格は事前公表し、この価格以下で入札することが条件となっています。この予定価格に対し、入札価格(税抜)が62億4,032万4,632円で、落札率が97.9%となっております。次に、11ページをご覧ください。

落札者は「東洋食品グループ」なのですが、契約の相手方は、設立したSPCの会社名となり、「榊白井学校給食サービス」との契約となっています。

この案件には委員よりご質問をいただいております、総合評価方式の検討事項はどのような内容かというご質問です。

回答の1番の①～③については、事業概要やPFIとはSPC（特別目的会社）とはということを記載させていただきました。先ほども少し触れましたので、時間の都合もあり、省略させていただきます。

2に総合評価の検討事項について回答を記載しています。

本事業の性質上、落札者には幅広い技術的能力及び総合力が必要となることから、入札金額とともに、事業者の施設整備能力や調理能力等を総合的に評価できる、「総合評価一般競争入札」を実施することとし、次のとおりの評価の方法としました。

(1)としまして、学識経験者3名を含む、「白井市学校給食共同調理場建替事業等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置しております。

(2)としまして、選定委員会では、事業者を選定するため「白井市学校給食共同調理場建替事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）」（別添1）を検討し、落札者決定基準に基づき、落札者を決定しています。

ということで、回答の12ページにもありますが、その落札決定基準が(3)の「落札者決定基準の概要」になります。

まず、審査の流れになりますが、

①の参加資格審査（1次審査）としまして、各グループの構成企業が、入札参加資格要件を満たしているかを確認し、満たしている者を第1次審査通過者としています。

そして、

②の提案内容審査（2次審査）として、市が必須とする項目の審査（必須項目審査）と提案内容に点数を付す審査（加点項目審査）という2つがありまして、これを実施するとともに、入札価格を審査（得点化）し、必須項目を満たし、加点項目審査点と価格点の合計点が高い事業者を最優秀提案者としています。

得点の配点につきましては、満点の場合の事例を記載させていただいていますが、加点項目審査点の600点と価格点400点の合計の1,000点が満点となります。

次に、審査項目については、別添1の「落札者決定基準」に記載されており、その3ページをご覧ください。

まずは、必須項目審査ということで、3ページの2の(2)の下の表をご覧ください。事業計画に関する事項、そして、施設整備に関する事項、開業準備に関する事項、維持管理に関する事項、運営に関する事項について、それぞれ審査の視点を設け、審査を行っています。

次に4ページをご覧ください。ここでは、加点項目審査の項目と評価ポイントが記載されています。

項目が多いので省略させていただきますが、先ほどの必須項目を基準にさらに詳細の審査項目を設定して、評価ポイントと配点がされており、プレゼンテーションを行いまして、評価しています。

そして、元にもどって、事案説明書の12ページをご覧ください。入札価格の審査については、開札時に入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、併せて、価格点が400点（最低入札価格／当該入札価格）というように得点化しています。ただ、入札

したのは、この東洋グループのみとなりますので、400点×1となり、価格点は400点となっています。

以上、総合評価ということで必須項目を満たし、加点項目審査点と価格点の合計点が高い事業者を最優秀提案者としまして、最優秀提案者は東洋食品グループで加算点は415.8点。価格点は400.0点。総合評点としまして815.8点という結果になりました。

また参考資料として、別添2で審査講評を付けさせていただきました。以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名やナンバー等をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

では、私の方から、No.41の一般競争入札の什器等購入（H28-29）についてですが、こちらの回答の④で、分割は可能だという視点から伺いたかったのが、同じ系統の購入である、No.40番とNo.44が市役所関係の什器・備品の購入のものと見受けられますが、これらとNo.41とを分けた理由について教えていただければと思います。特にNo.44番の内容が机と椅子の購入なので、内容が近いと思います。

《事務局》

No.44につきましては、新庁舎に入れる什器ではなくて、職員の人事異動に対する、旧庁舎で使うものとして机・椅子を購入したものでして、案件を一緒にしていないものです。No.40につきましては、事前に工事が必要になりますので、そのために先に入札をさせていただいたものです。

《委員》

No.55について、質問に対する回答の中で、必須項目については点数化されていませんが、この項目について満たしていなければ足切するという点でよろしいですか。

《事務局》

要求水準書というものがございまして、これを確実に満たしていることが前提になりますが、改めて満たしているかどうかの確認になります。

《委員》

次に、9ページの入札参加者の（2）参加資格要件のイについて、本店（社）、営業所、事業所のいずれかを有していればよいということでしょうか。

《事務局》

その通りです。

《委員長》

8ページのPFI事業について質問がございます。事業期間が平成29年3月から平成46年7月31日ということで、16年半と普通の契約期間と違って長いものになっていますが、PFI事業の場合はこのように長期間にわたり事業を行うのが原則的に示されているのか、あるいは、今回の学校給食調理場という性格から白井市で独自に期間を設定されたのでしょうか。また、事業期間が16年半と長期にわたるものであり、学校給食は生徒の数等変動するものだと思いますが、それに合わせて設計の変更があるかどうかお聞きしたい。

《事務局》

PFI事業であるから契約期間が長いのかということについてですが、民間企業がリスクを負える期間がだいたい15年くらいになりまして、15年という決まりはありませんが、今回は民間企業がリスクを負える期間ということで15年になっているということです。

生徒の数が変動することが設計に含まれているかどうかですが、価格の方は固定費と変動費がございます。固定費のほうは施設整備など固定されたものですが、変動費の方に食数など生徒の数によって変わってくるものが入ってございまして、人口推計などで予定価格を設定していますが、実際に変わった分については、今後変更契約を行っていくということです。

《委員》

No.55に関しまして、総合評価方式においては、予定価格を事前に公表すると説明にありますが、これは総合評価方式だから事前に公表するのであり、一般の入札においては、予定価格、最低制限価格ともに事後公表するということですか。

《事務局》

総合評価についても基本は事後公表になりますが、この案件については、特別に事前公表して予定価格内で入札を行ったというものです。総合評価だからではなく、この案件に限って事前公表としています。

議題2 平成28年度下半期指名競争入札契約の審査について

《委員長》

続きまして、議題2平成28年度下半期分の指名競争入札契約の審査について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

それでは、平成28年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。
資料は13ページから25ページになります。13ページをご覧ください。

No.12の「下水道鉄蓋及び水道施設（消火栓）鉄蓋修繕合併工事（H28-3）」についてご説明いたします。本工事の業種は「土木一式工事」です。

執行理由は「下水道鉄蓋及び水道施設（消火栓）鉄蓋の段差による振動・騒音対策のため、修繕するもの」です。業者選定については、指名業者数は5者で、指名理由については、「入札参加適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「土木一式工事」に登録がある者のうち、本路線につきましては大型車両等の交通量が多く、特殊工法を採用する必要があることから、白井市又は他の地方公共団体で同種工事の実績がある県内業者」としております。指名業者5者のうち、参加は5者となっています。

金額につきましては、予定価格（税抜き）451万円に対し、落札価格（税抜き）196万円で、14ページにいきまして、落札率43.5%、落札業者は新栄工業㈱となりました。

本案件についての質問は、お二人の委員からございまして、委員からは、「No.12, 17, 18, 28, 29はいずれも指名競争入札の工事の業務で、落札率が概ね40～50%であり、赤字となることが十分予想される。市としては、現場での監督をより慎重に、厳格に行うことが必要になるが、このことについての対応は如何か。」

委員からは、「No.12, 18, 28については、いずれも落札率が40%台ですが、予定価格の設定について問題がなかったか、落札者は契約をきちんと履行したのかについて伺います。」というご質問をいただいております。回答としまして、「契約の適正な履行を確保するため、工事の監督については、監督員（当該工事主管担当者）を置き、設計図書に基づいて、工程表を受託者に提出させ、監督員立会いのもと、施工手順、使用材料等についても当日現場で確認しております。本工事については、夜間施工で実施しており、監督員による施工状況の監督を行うとともに、受注者の主任技術者に対する指示や協議等を行っています。」

また、工事が完成したときには、主管課検査員（当該工事主管課長）と工事主管課長が指名する職員及び当該工事受託業者立会いのもと、現場及び書類により検査を実施し、適正な履行を確認しております。

なお、予定価格（設計金額）については、国・県が定めている公共工事の積算基準により設計しており、問題ないと考えます。

続きまして、15ページをご覧ください。No.17の「屋上防水改修工事」についてご説明いたします。

本業務の業種は「建築一式工事」、執行理由につきましては「体育館の陸屋根部分（ステージ、体育倉庫）について、屋上防水層の損傷により雨漏り被害が深刻であり、学校運営に支障が生じているため防水改修するもの」です。

業者選定については、指名業者数は7者で指名理由につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「建築一式工事」に登録がある市内業者の中か

ら選定しております。

指名業者7者で、4者参加、うち無効1者、辞退3者となっています。

金額につきましては、予定価格（税抜き）818万円に対し、落札価格（税抜き）で367万5,900円、落札率は44.9%となっています。16ページにいきまして、落札業者は㈱丸彰工務店となりました。

本案件についてのご質問は、先ほどと同様のご質問をお二人の委員よりいただいており、回答につきましては、「契約の適正な履行を確保するため、工事の監督については、主任監督員（当該工事主管主任）、監督員（当該工事主管担当者）を置き、設計図書に基づいて、工程表、下請業者選定通知書（施工体制台帳を添付）、総合及び工種毎の施工計画書、使用材料承認願を受注者に提出させ、その管理をするとともに、履行途中におきましては、工事材料の品質等の確認、施工段階毎に現場にて監督を行い、受注者の主任技術者に対する指示や協議等を行って要求品質及び安全の確保に努めています。

また、工事が完成したときには、主管課検査員（当該工事主管課長）と工事主管課長が指名する職員及び当該工事受注業者立会いのもと、現場及び書類により検査を実施し、漏水保障10年も取得するなど適正な履行を確認しております。

なお、予定価格（設計金額）については、国・県が定めている公共工事の積算基準により設計しており、問題ないと考えます。

続きまして、17ページをご覧ください。No.18「公園施設修繕（その2）」についてご説明いたします。本業務の業種は「建築一式工事」、執行理由は「毎年実施している専門業者による定期点検の結果により、不具合が確認された施設を健全な状態に回復させるためのもの」です。

業者選定については、指名業者数は5者で、指名理由につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「建築一式工事」に登録がある者のうち、同種業務及び建物修繕等で実績のある者を選定しています。指名業者5者中5者参加ですが1者無効となっています。

金額につきましては、予定価格（税抜き）で66万円に対し、落札価格（税抜き）が28万7千円で、落札率43.5%になっています。

18ページにいきまして、落札業者は㈱丸彰工務店となりました。

本案件についての質問も同様のご質問をお二人の委員よりいただいており、回答については、契約の適正な履行を確保するため、工事の監督については、監督員（当該工事主管担当者）を置き、設計図書に基づいて、工程表を受託者に提出させ、その管理をするとともに、施工に先立ち、監督員と現場代理人で現場確認の実施や使用する材料については、監督員により材料承認及び現物確認を実施しました。

履行途中においては、現場の施工状況の監督を行い、受注者の主任技術者に対する指示や協議等を行っています。

また、工事が完成したときには、主管課検査員（当該工事主管課長）と工事主管課長が指名する職員及び当該工事受託業者立会いのもと、現場及び書類により検査を実施し、適正な履行を確認しております。

なお、設計については、市の入札参加適格者名簿に搭載されている業者からの参考見積りを参考に設計として予定価格に反映しており、問題ないと考えます。

《委員長》

本案件のような同じような内容の質問が何件もあるときは、省略していただいた方がよろしいかと思えます。

《事務局》

承知しました。次に、19ページをご覧ください。No.28「公共下水道水中汚水ポンプ修繕工事（H28-1）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「機械器具設置工事」、執行理由は「白井第三中継ポンプ場の定期的な維持管理を目的として、ポンプ（1号機）オーバーホールを行い、中継ポンプ場の機能維持を図るものです。」

業者選定等については、指名業者は7者で、入札参加者は6者で1者辞退となっています。指名理由はポンプ機器の専門的知識を必要とすることから、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「機械器具設置工事」に登録がある者のうち、過去に同種工事の市及び県内での実績があり、県内に事務所がある業者を選定しました。

金額につきましては、予定価格（税抜き）700万円に対し、落札価格（税抜き）280万円で、20ページにいきまして、落札率40.0%、契約の相手方は光伸株式会社東京支店となりました。

本案件についての質問も同様のご質問をお二人の委員よりいただいており、回答については、概ね同様でして、予定価格につきましては、国・県が定めているものを基に設計しており、問題ないと考えます。

続きまして、21ページをご覧ください。No.29の「汚水マンホールポンプ場ポンプ交換工事（H28-2）」についてご説明いたします。本件の業種は「機械器具設置工事」、執行理由は「マンホールポンプ場の定期的な維持管理のため、神々廻第2マンホールポンプ場及び所沢橋マンホール場のポンプ交換及び機器調整するもの。」です。

指名業者数につきましては5者で5者とも参加しています。指名理由は、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建設工事」、中分類「機械器具設置工事」に登録がある者のうち、ポンプ機器の専門的知識を必要とすることから、白井市又は他の地方公共団体で同種工事の実績がある県内業者を選定しました。

金額につきましては、予定価格（税抜き）で427万円に対し、落札価格（税抜き）220万円で、落札率が51.5%、22ページにいきまして、契約の相手方は株式会社第一テクノ千葉営業所となりました。

本案件についての質問も同様のご質問をお二人の委員よりいただいており、回答については、ほぼ同様でございます。

次に、23ページをご覧ください。No.67「給食配送業務委託」についてご説明いたします。本件については、No.55において、一般競争にて当初行いましたが、参加者が

いなかったことから、指名競争に切り替えしたもので、この指名競争で説明させていただきます。本件の業種は「医療・医事・給食」、執行理由は「学校給食共同調理場で調理した給食を市内の小中学校12校に配送及び回収を行うもの」です。

業者選定については、指名業者数は15者、入札参加者は1者、辞退者は14者となっております。

指名理由については、白井市入札参加適格者名簿の大分類「医療・医事・給食」、中分類「給食配送業務」に登録がある業者を基本に千葉県内及び東京都など近隣に本社及び営業所等を有する15者を選定したものです。

金額につきましては、予定価格（税抜き）4,867万5,440円、落札価格（税抜き）4,867万5,440円で落札率が100%となりました。

24ページにいきまして、契約の相手方は株式会社共同貨物となっております。

本案件についての質問は、委員の皆様よりいただいており、委員からは、「15社指名し、14社が辞退、共同貨物のみが入札に参加、100%の落札率で異常な入札状況である。過去はどうか。落札率100%は通常ありえないと思うが。」とのご質問。

委員からは、「一般競争入札から指名競争に切り替えられ、その後、各業者が辞退する中で1社が落札率100%で落札している。この経緯について説明してください。

委員からは、「落札者以外が全者辞退した理由を教えてください。」とのご質問となります。

まず、回答にも記載のとおり、本件は、当初、No.54での一般競争入札として行ったもので、実績要件「過去5ヵ年度（平成23～27年度）に、国又は地方公共団体等が発注した給食配送委託契約を元請として受注した実績を有する者」として実施しましたが、入札参加者がいなかったため、入札不調となっております。

年度当初からの業務開始にあたり、受託者の準備期間を確保するため、入札期間の短い指名競争に切り替え、「給食配送業務」に登録がある業者15者を指名して実施いたしました。

まず、委員のご質問の経緯と入札参加者が1者（辞退14者）となったことについてですが、14社の辞退理由は、「作業員の確保が困難」、「手持ちの仕事が多く、新規の対応が困難」、「自社のみでの車両保有での対応が不可（車両を用意できない）」「配送業務単体での受注が難しいため」というこれらの理由がすべての業者に入っています。

給食配送業務については特殊な車両が必要であること、衛生管理の徹底が必要となる点や配送業務単体での受注が難しいなど、他の事業者が参入しにくいと思われ、前回の平成24年4月から平成29年3月までの5ヵ年の給食配送業務の履行実績のある（株）共同貨物のみの参加となったものと思われま

次に委員ご質問の「過去の入札状況について」ですが、過去の入札での契約としては、次の1件となります。25ページに記載しておりますが、入札方法は、一般競争入札で、事業期間は、今回の案件の前の長期契約となり、平成24年4月11日から平成29年3月28日の契約となり、開札は、平成23年12月8日、契約日は平成23年12月15日となっております。

この時の資格要件は、白井市入札参加適格者名簿に大分類「運搬・保管」中分類「貨物輸送」で登録のある者。過去10年間（平成13年度から平成22年度）に給食配送業務委託の受注実績があるもの。官民不問で要件を設定しております。

参加者数は1者で、予定価格（税抜き）は1億2,169万円、入札金額（税抜き）は1億2,168万8,600円で落札率は、99.9%、落札者は株式会社共同貨物となります。

この契約以前は、市内事業者（既に廃業している事業者、その後㈱共同貨物）と1者随意契約していましたが、市の監査委員からの指摘により、上記の平成24年度～29年度の長期継続による委託分から入札をおこなっています。

最後に、お二人の委員からのご質問の「落札率が100%であることについて」ですが、設計金額の積算においては、事業者から徴取した見積りを参考に設計しておりますが、本入札案件の業務内容である「配送業務のみ」を扱う事業者からの見積りを参考にするため、履行実績のある1者からの見積り徴取となったこと、そして、結果的に入札参加者がその1者となったことが要因と考えております。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。これまでの説明に関して、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

《委員》

落札率が低い案件がいくつかありまして、回答として、国県の積算基準を利用して設計しているということでしたが、例えば、この積算基準がすでに古くなっていて、新しい技術などが生じて安くできるなど実態と基準とのかい離が生じていないか心配なところですが。

《事務局》

積算基準が頻繁に改定されていまして、入札の際には最新のもので設計しています。

《委員》

2点ほどありますが、1点目でNo.17とNo.18に入札状況の中に、入札した方のうちに無効とありますが、具体的にどのようなものですか。

《事務局》

入札はしていますが、入札書を指定とは別の書式を使ってしまったことが挙げられます。通常入札書と内訳書の二つを提出いただきますが、指定の書式と違ったため、無効とさせていただきます。もうひとつは、基本は電子入札になりますが、パソコンの調子が悪い時等は紙入札に切り替えて入札ができるのですが、紙入札の提出が受付時間を過ぎたために無効にさせていただきました。

《委員》

No.18の(有)鈴木工務店の無効に関して、No.19と指名が同じ日ですが、こちらが辞退になっているもので、これはやり方が単純に間違っていたということでしょうか。また、(株)神野工務店に関しては、No.17では無効になっているが、No.18では入札されているのは、No.17での間違いを復習して入札されたということが見受けられますが。

《事務局》

No.18の鈴木工務店は書式を間違えてしまったもので、No.17の(株)神野工務店は入札の時間に間に合わなかったものです。

《委員》

もう一点、No.67の給食配送業務ですが、事業期間が2年間に設定されていて、前回は事業期間が5年間で設定されています。先ほど審議にあったNo.55に関するものだと思いますが、この事業だけ2年間に設定された理由がありますか。

《事務局》

委員のおっしゃるように、No.55の「白井市学校給食共同調理場建替事業」が関係しておりまして、このPFI事業の中で給食の配送業務を行っていく関係で、No.67の配送業務に関しては短い事業期間となっています。

《委員》

PFI事業の中に配送が入っていますので、SPCで作った会社の方に徐々に移行するという形ですね。

《委員》

入札された方に無効があったということですが、入札時間に間に合わなかったものは無効になると思いますが、書式が違ったというのは、期限内に入札する意思が確認されたのであれば、書式の方は事後に差し替えるという方法もあったのではないのでしょうか。もしかしたらその方が一番低い価格で入札出来た可能性が考えられます。

《事務局》

紙入札となり、封筒に封かんされてしまっているのでも、開札時間までは確認はできません。開札時間になってはじめて判明するものであり、差し替えはできないものです。公告には内訳書を出さないと無効になるということは書かせていただいていますので、開封した時点で無効となったものです。

《委員長》

落札率が低いものがあつたことについて、受注者の方で間違いなく赤字になる者もあるかと思えます。受注者の方でここで先に落札しておけば今後有利になる、というところで判断して入札を行う方もいると思われそうですが、低い落札率になってしまった所管課はよりシビアな施工監督を行っていただくように事業課にお伝えいただければと思います。これは要望でございます。

議題3 平成28年度下半期分の随意契約の審査について

《委員長》

続きまして、議題3 平成28年度下半期分の随意契約の審査について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

それでは、26ページをご覧ください。No.72「「しろい暮らしの便利帳」協働発行业」についてご説明いたします。

執行理由は、「「しろい暮らしの便利帳」は、平成24年5月に発行後、既に4年が経過し、掲載内容について制度の変更や公共料金の値上げ等、市政も変化しており改定する必要があるため新たに発行するものです。

なお、便利帳は市が提供する行政情報と、事業者が編集する観光、歴史及び地図等の地域情報並びに広告により構成し、編集、発行及び配布（全戸配布等）に係る経費は事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。」としています。

随意契約理由につきましては、事業者が持つ実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案した上で総合的な見地から判断して最適な事業者の選択が期待できることから、プロポーザル方式により業者を選定したいものとなっています。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、設計金額、契約金額ともに、0円となり契約の相手方は㈱ゼンリン千葉・茨城エリア統括部となっています。

本案件に対するご質問は、委員の皆様からご質問を頂いておまして、契約額0円は評価ではどうなるのか。契約の契約と0円のメリット、理由について、ご質問をいただいています。

まず、「プロポーザルの方式」の評価方法と経緯を説明します。「方式」は、公募型で、「業務概要」は、別添3の方を参照願います。「しろい暮らしの便利帳」仕様書の1ページの4番に記載されていますが、

(1)企画・編集 として、白井市が提供する行政情報のレイアウト、白井市に関するその他情報（地域情報）の企画・編集など

(2)としまして、印刷・製本。

(3)としまして、「しろい暮らしの便利帳」の納品時に、行政情報及び地域情報部分の電子データを記録した電子記録媒体を以下の通り作成し、市に納品する。

(4)としまして、有料広告の募集・掲載。

(5)としまして、配布及び納品となっています。主な参加資格は、入札参加適格者名簿の大分類「広告・催事」に登録している者として、実績要件として、過去3カ年度（平成25年度～平成27年度）以内に地方自治体の「暮らしの便利帳」等を地方自治体と協働発行し、地方自治体の経費負担を低減させた実績を有していることとしています。

評価方法は、「しろい暮らしの便利帳」協働発行事業者公募型プロポーザル選定委員会（総務部長ほか6課長の7名）を設置し、企画提案書の提出とともに、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に評価し選定しています。業務実績については、事務局で評価します。評価項目と基準ですが、別添4「しろい暮らしの便利帳」協働発行事業者評価票にあり、ご覧の9項目があり、55点満点で、それぞれ評価の視点に基づいて、点数をつけています。

次に、審議事案説明書の28ページに戻りまして、審査経過等について、参加者は2者となり、㈱ゼンリン 千葉・茨城エリア統括部と、㈱サイネックスが参加しました。

平成28年9月23日にプレゼンテーション実施し、企画提案書、プレゼンテーションを評価基準に基づき総合的に評価し、選定委員7人による評価点数の合計点数が最も高かった事業者を選定しました。

ご質問の回答になりまして、契約額0円であることについては、別添3「しろい暮らしの便利帳」仕様書の2ページの「6 作成経費」において、「事業者は、しろい暮らしの便利帳に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。しろい暮らしの便利帳の企画、編集、印刷・製本及び配布に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。」としていることから、契約金額が0円となっているものです。

続きまして、29ページをご覧ください。次に、29ページから41ページ、No.73、75、76、77、79、80、81の7件 につきましては、委員から、「これらの随意契約が㈱ディー・エス・ケイの落札が多いが、他社が候補にならなかった理由を教えてください。」というご質問となり、資料はご覧のようにつけさせていただきましたが、お時間の都合もありますので、説明はこの質問について中心にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

この7つの随意契約については、すべて㈱ディー・エス・ケイとの一者特命の随意契約となります。

まず、㈱ディー・エス・ケイの会社の概要的なことについては、この7つの案件の質問の回答に前段に共通で、記載しておりますが、30ページを例にご覧ください。

㈱ディー・エス・ケイは、市の基幹系システム・情報系システム及びそれに付随する回線とネットワーク接続機器を委託等で管理している会社です。共同センター方式で運営されており、出資市町は柏市、鎌ヶ谷市、流山市、成田市、富津市、印西市、四街道市、栄町及び白井市となっています。

当市で契約している主なシステム内容は、住民記録システム、住民税・固定資産税台帳システム、国民健康保険システム、庁内情報システムなどがございます。ということで、市の根幹となるシステムと情報系システムはディー・エス・ケイと契約をさせていただいております。

一つ目のNo.73については、引き続き30ページになりますが、選挙人名簿の管理システムということで、選挙管理委員会（総務課）にて行っている業務になり、「選挙人名簿管理システム」については、転入、転出及び死亡等の住民記録システム（住民基本台

帳)の異動に大きく関係するもので、市の基幹系システムの管理を行っている(株)ディー・エス・ケイの住民記録システムとの連携が必要不可欠であるため、当該業者との一者随意契約となります。

No.75、76、77、については、事業担当課が「情報管理課」ということで、情報系の機器の賃貸借と保守となっています。

No.75につきましては、32ページをご覧いただきたいと思いますが、LGWAN 系統分離機器ということ、(株)ディー・エス・ケイが元々管理している基幹系システムと情報系システムの両系統でも LGWAN 回線が使用できるようにする機器で、その機器の賃貸借及び保守にあたっては、同一の業者にすることにより、障害発生時の責任の所在を明確にし、迅速な対応が可能となることから一者随意契約としています。

No.76の J-ALERT 用 FW 機器についても、市の LGWAN 回線及びそれに伴う機器を管理しているのが(株)ディー・エス・ケイであるため、J-ALERT 用機器についても同一の業者にて管理することにより、障害発生時の責任の所在を明確にし、迅速な対応が可能となることなどが、一者随意契約の理由となります。

No.77は市の基幹系システム及び情報系システムを管理する(株)ディー・エス・ケイと白井市間をネットワーク接続するための機器であることから、同一の業者にて管理することにより、障害発生時の責任の所在を明確にし、迅速な対応が可能とするということ、一者随意契約としています。

そして、No.79のコンビニ交付システムについては、38ページをご覧ください。こちらについても、(株)ディー・エス・ケイが管理している市の基幹系の住民記録システムとの連携が必ず必要になってくることから一者随意契約としています。

そして、No.80の戸籍電算システムについても市の基幹系のシステム(主に住基ネット)との連携が不可欠であることから(株)ディー・エス・ケイとの一者随契としています。

そして、No.81のひとり親医療費システムについては医療費助成の資格を管理するため、税関係のシステムの管理をするということ、基幹系のシステムの住民記録台帳と連携が不可欠であることから、同者との一者随意契約となるものです。

以上が、他社が入らず、(株)ディー・エス・ケイとの1者随意契約となった理由となります。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。
これまでの説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

《委員》

No.72暮らしの便利帳について、今後も概ね4年ごとに契約をするということになりますか。

《事務局》

契約につきましては、1年毎に更新できることになっており、基本的には大きく変更があった時に、その都度「しろい暮らしの便利帳」の内容を更新していくと担当から聞いております。

《委員》

契約額0円の理由については分かりました。このような状況だとむしろ毎年更新された方が市民の方も最新の情報を得られて良いのではないかと思います。意見として申し上げます。

《委員》

No.72について、募集された有料広告について、市の方で選別等行っていますか。公序良俗に反するようなものは載せられないと思いますので。

もう一点、随意契約で設計金額と契約金額が違うものが見受けられますが、理由はありますか。落札率が94、95%とかのものもあります。

《事務局》

広告について、白井市の公告掲載基準がありまして、規制業種として政治団体、宗教、ギャンブル、風俗関係の公告を掲載しないものとするということで業者に基準を守っていただくように伝えているところです。

設計については、業者から参考見積もりを頂いてそれを基に設計するようになりますが、業者の方で参考見積もりのとおりではなく、安くしていただいた結果であると思います。

《委員》

印刷製本された段階で守っているかどうか分かるということでしょうか。

《事務局》

その段階ではなく、原稿を作っている段階でチェックしているということです。

《委員》

審議事案の中でシステム関係の随意契約だと㈱ディー・エス・ケイとだけ契約を行っていますが、何らかの形で割引があったということによろしいでしょうか。

《事務局》

㈱ディー・エス・ケイからの参考見積もりにより設計していますが、割引により安くなっているものと考えます。

《委員長》

その他、入札契約に関するご質問がありますか。

《委員》

特になし。

《委員長》

ないということなので、次に、平成28年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますか。

《委員》

特になし。

《委員長》

ないということによろしいでしょうか。

《委員》

はい。

議題4 その他について

《委員長》

続きまして、議題4その他について事務局から何かありますか。

《事務局》

監視委員会開催前に、審議いただく案件を抽出するための資料について、委員から提案があり、現在工事、委託、物品などの業種順の資料の並びとなっていますが、今後は一般競争入札、指名競争入札等、随意契約と入札の種別ごとに並べたほうが抽出しやすいというご意見がございましたので、次回からそのような形で作成してよろしいでしょうか。

《委員》

異議なし。

《委員長》

本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。